

一括職権交付・健康保険証・資格確認証についてQ&A

一括職権交付について

Q 資格確認書が届いたが、すでにマイナ保険証の利用登録を行っていたため、資格確認書が必要ない場合はどうしたらいいか。

A 返却する必要はありません。有効期限まではお手元にお持ちいただき、有効期限後は廃棄してください。

なお、利用登録した際に返却いただいても差し支えありません。

Q 資格確認書を受け取った後、マイナ保険証の利用登録を行ったが資格確認書も並行して使用していいか。

A マイナ保険証の利用登録を行った場合は、原則マイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証で受診することで、薬剤や診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。

Q 資格確認書の有効期限はいつまでか。

A 一括職権交付で交付される資格確認書の有効期限は令和8年11月30日までとなります。ただし、以下の方は有効期限が異なります。

- ① 令和7年12月2日から令和8年11月1日の間に70歳になられる方は誕生月の月末まで(1日が誕生日の方は前月末)。
- ② 令和7年12月2日から令和8年11月30日の間に75歳になられる方は、誕生日の前日まで。

Q 従業員から資格確認書が必要と言われているが、資格確認書が送られてこない。

A 資格確認書は、当組合が資格確認書を必要と判断した方(マイナ保険証の利用登録を行っていない方、マイナンバーカードを取得していない方等)に対して職権交付しております。マイナ保険証の利用登録を行っている場合は、資格確認書は発行されません。

健康保険証について

Q 令和7年12月2日以降、手元にある健康保険証はどのようにしたらいいのか。

A 返却する必要はありません。ご自身で適切に廃棄してください。

(マイナ保険証の利用登録を行っている方も同様です。)

Q 資格喪失届及び被扶養者異動届(削除)の際に、健康保険証の添付はいつまで必要か。

A 資格喪失日・扶養削除日が令和7年12月1日までは、回収し届出に添付してください。紛失した場合は滅失届、令和7年12月1日までに被保険者から回収できなかった際は回収不能届を提出してください。(12月2日以降、回収の督促は不要です。)

資格確認書について

Q 資格確認書の申請交付の対象となるのはどのような時か。

A 申請交付の対象となるのは

- ① マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認の補助する必要がある方。
- ② マイナ保険証を紛失、更新中の方

Q 資格確認書の回収が必要なケースはどのようなときか。

A 以下のケースに該当する場合は、資格確認書を回収し届出書に添付してください。

- ① 資格確認書の有効期限内に資格喪失・扶養削除するとき。
- ② 資格確認書の記載内容に変更が生じたとき(氏名変更等)。